

福島市環境基本計画 一部見直し

平成 25 年 4 月

福島市環境基本計画 一部見直し箇所

内 容	区分	「一部見直し」の ページ	「現計画」の ページ
第1章 計画の基本的事項			
第1節 計画の目的と背景[計画一部見直しの背景]	追 加	1	2
第3節 計画の範囲	見直し	3	3
第4節 計画の期間	見直し	5	4
第2章 環境の現状と課題			
第1節 福島市のすがた			
4 社会特性	見直し	7	17
第3節 生活環境の現状と課題			
4 大気汚染	見直し	9	32
第5節 地球環境の現状と課題			
1 地球温暖化とエネルギー	見直し	11	47
第7節 放射性物質による環境汚染の現状と課題	追 加	15	
1 空間放射線量のモニタリングについて	追 加	15	
2 空間放射線量の推移	追 加	15	
3 食品等放射能濃度の測定について	追 加	17	
4 除染について	追 加	18	
5 健康管理	追 加	18	
第3章 望ましい環境像と施策の体系			
第1節 望ましい環境像	見直し	21	60
第2節 施策の基本方針			
6 放射性物質による環境汚染への取り組み	追 加	23	
第3節 施策の体系	見直し	25	62
第4章 施策の展開			
第4節 かけがえのない地球を未来につなぐ配慮			
2 省資源・省エネルギーの推進	見直し	29	88
3 再生可能エネルギーの有効利用の推進	見直し	33	90
第6節 放射性物質による環境汚染への取り組み	追 加	39	
1 空間放射線量のモニタリング	追 加	39	
2 農産物や飲用水のモニタリング	追 加	40	

内 容	区分	「一部見直し」の ページ	「現計画」の ページ
第5章 環境配慮指針			
第1節 市民、事業者の環境配慮			
4 かけがえのない地球を未来につなぐ配慮	見直し	41	111
第2節 開発事業等における環境配慮			
1 計画段階での配慮	見直し	47	119
2 施工段階での配慮	見直し	47	120
第3節 市の事業者としての環境配慮			
2 設備・機器、エネルギーなどの使用にあつての配慮	見直し	49	123

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画の目的と背景

(追加) (P2)

〔計画一部見直しの背景〕

平成23年3月に新たな福島市環境基本計画を策定し、本市の特色を生かしながら各種の環境施策を展開することとしていましたが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の飛散（以下、本計画では「原子力災害」という。）により、本市全域が汚染され、大気中の放射線の量（以下、本計画では「空間放射線量」という。）は事故前に比して高い水準で推移している状況になっています。

このような中で、市民からは早期の除染実現と生活空間における空間放射線量及び農作物などの食品や井戸水などの飲料水に含まれる放射性物質の濃度（以下、本計画では「食品等放射能濃度」という。）の監視と正確な情報の提供、放射線の健康への影響などを把握する健康診査の実施などを求められています。また、原子力災害を契機に再生可能エネルギーへの関心が高まっています。

この間、国においては、平成24年4月に策定した「第四次環境基本計画」の中で、東日本大震災及び原子力発電所事故の状況を踏まえ、復旧・復興に係る施策、放射性物質による環境汚染対策に取り組むことが明確にされました。この中で、一般環境中の放射性物質の基準又は目安の設定、モニタリング等の監視・測定の実施及びその結果の評価等の考え方について検討を進めることなどとしています。

本市では、平成24年2月に策定した「福島市復興計画」に沿って放射性物質に汚染された市域の除染を主体に、原子力災害からの復興を強力に進めています。また、市民が放射線から受ける外部被ばくや食品から受ける内部被ばくについては「福島市健康管理実施計画」を策定し、福島県が取り組んでいる県民健康管理調査の項目との整合を図りながら、健康診査や検診、相談体制を構築して、市民の安全・安心の確保に取り組んでいます。本市の環境分野では、生活空間における空間放射線量や食品等放射能濃度の監視とともに、原子力に依存しない社会づくりへの貢献として、省エネルギーや再生可能エネルギーの導入を促進するシステムの構築を行うために、本計画の一部を見直すこととします。

なお、放射性物質の除去による無放射能化※については「福島市ふるさと除染実施計画」へ、また、放射性物質による市民の健康管理については「福島市健康管理実施計画」に委ねるとともに、今後新たな知見等が示された時は、本計画を見直すこととします。

※無放射能化：事故により飛来した放射性物質をゼロにすることを指す。（福島市復興計画より）

第3節 計画の範囲

(旧) (P3~4)

本計画では、身近な環境問題から地球温暖化等の地球規模の環境問題までを総合的に捉えていくものとします。

本計画の対象分野は、①自然環境、②生活環境、③地域環境、④地球環境、⑤環境保全活動の5分野とします。また、対象とする地域は市内全域とし、広域的な対応が必要なものについては、国や県、他の地方自治体などと協力しながら課題の解決に取り組むものとします。

表 1-3-1 環境基本計画の範囲

対象分野	具体的内容
①自然環境	水辺空間、森林、農地、動植物 など
②生活環境	水環境、大気環境、騒音・振動、悪臭、公害苦情 など
③地域環境	緑地・公園、景観、都市環境 など
④地球環境	地球温暖化、省エネルギー、新エネルギー、廃棄物・リサイクル など
⑤環境保全活動	環境教育、環境学習、環境情報、環境保全活動 など

(新)

本計画では、身近な環境問題から地球温暖化等の地球規模の環境問題までを総合的に捉えていくものとします。

本計画の対象分野は、①自然環境、②生活環境、③地域環境、④地球環境、⑤環境保全活動に⑥放射性物質による環境汚染、を加え6分野とします。また、対象とする地域は市内全域とし、広域的な対応が必要なものについては、国や県、他の地方自治体などと協力しながら課題の解決に取り組むものとします。

表 1-3-1 環境基本計画の範囲

対象分野	具体的内容
①自然環境	水辺空間、森林、農地、動植物 など
②生活環境	水環境、大気環境、騒音・振動、悪臭、公害苦情 など
③地域環境	緑地・公園、景観、都市環境 など
④地球環境	地球温暖化、省エネルギー、 <u>再生可能</u> エネルギー、廃棄物・リサイクル など
⑤環境保全活動	環境教育、環境学習、環境情報、環境保全活動 など
⑥放射性物質による環境汚染	<u>空間放射線量、食品等放射能濃度</u>

第4節 計画の期間

(旧) (P4)

本計画の期間は、長期的な将来を見据えながら、当面の目標として平成 23 年度(2011 年度)から平成 32 年度(2020 年度)までの 10 年間とします。

(新)

本計画一部見直し後の計画期間は、長期的な将来を見据えながら、当面の目標として平成 25 年度 (2013 年度) から平成 32 年度 (2020 年度) までの 8 年間とします。

第2章 環境の現状と課題

第1節 福島市のすがた

4. 社会特性

(5) エネルギー

(旧) (P17~18)

② 新エネルギー

新エネルギーは化石燃料の消費が無く、基本的に二酸化炭素を排出しないなどの特徴をもった地球にやさしいエネルギーです。

また、新エネ法の定義からは外れますが、廃棄物発電や、天然ガスコージェネレーションなどエネルギー源の多様化、高度利用が必要です。

本市が公共施設に導入した新エネルギー設備は次のとおりです。

表 2-1-3 市の公共施設に導入した新エネルギー設備

施設名	新エネルギー種別	導入年	導入規模	利用用途
茂庭小学校	太陽熱利用	1995年	277.68m ²	暖房
吾妻支所・吾妻学習センター	太陽熱利用	1998年	1,095m ²	暖房
飯坂支所・飯坂学習センター	太陽光発電	2005年	10kW	電力
こむこむ館	太陽光発電	2005年	20kW	電力
福島第三中学校	太陽光発電	2010年	20kW	電力
あぶくまクリーンセンター	※廃棄物発電、熱利用	1988年	800kW	電力、暖房、給湯
あらかわクリーンセンター	※廃棄物発電、熱利用	2008年	5,100kW	電力、暖房、給湯

※：新エネルギーとされていないが、普及・拡大が必要であるエネルギー利用

民間における新エネルギーの導入が、大きく期待されているものとして、一般住宅への太陽光発電システムの設置があります。県内においても住宅用太陽光発電設備の設置件数は、年々増加しており、今後更に導入が進むものと期待されています。

(新)

② 再生可能エネルギー

再生可能エネルギーは、化石燃料の消費が無く、基本的に二酸化炭素を排出しないなどの特徴をもった地球にやさしいエネルギーであり、枯渇しない再生が可能な、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存在する熱、廃棄物やバイオマスなどのエネルギーです。

また、天然ガスコージェネレーションなどエネルギー源の多様化、高度利用が必要です。

本市が公共施設に導入した再生可能エネルギー設備は次のとおりです。

表 2-1-3 市の公共施設に導入した再生可能エネルギーなどの設備 (平成 23 年度末)

施設名	エネルギー種別	導入年	導入規模	利用用途
茂庭小学校	太陽熱利用	1995 年	277.68m ²	暖房
吾妻支所・吾妻学習センター	太陽熱利用	1998 年	1,095m ²	暖房
飯野あおぞら保育園	太陽熱・太陽光	2001 年	100 m²	暖房、照明灯
飯坂支所・飯坂学習センター	太陽光発電	2005 年	10kW	電力
こむこむ館	太陽光発電	2005 年	20kW	電力
福島第三中学校	太陽光発電	2010 年	20kW	電力
水保小学校	太陽光発電	2011 年	2.98 kW	電力
あぶくまクリーンセンター	廃棄物発電、熱利用	1988 年	800kW	電力、暖房、給湯
あらかわクリーンセンター	廃棄物発電、熱利用	2008 年	5,100kW	電力、暖房、給湯

民間における再生可能エネルギーの導入が、大きく期待されているものとして、一般住宅への太陽光発電システムの設置があります。国・県や市においては、住宅用太陽光発電システム設置者に対して助成制度が導入され、県内における住宅用太陽光発電設備の設置件数は、年々増加しており、今後更に導入が進むものと期待されています。

第3節 生活環境の現状と課題

4. 大気汚染

(旧) (P32)

近年、工場や事業場などからの排出ガスについては、技術の進歩や規制対策が進んだことなどにより、その負荷量が削減されてきました。しかし、自動車依存型のライフスタイルが定着したことにより、沿道部では交通量の増大に伴う自動車排気ガスによる大気汚染などの問題が懸念されています。

市内では4箇所の大気汚染測定局において大気汚染の監視測定を行っており、平成21年度の測定結果によると、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素については、全測定局で環境基準を達成しました。光化学オキシダントについては、全国的な傾向と同様、全測定局で環境基準を達成しない日もありましたが、注意報や警報は発令されませんでした。

市内では、大気質は概ね良好な状態が維持されており、今後も引き続き大気汚染の未然防止に向けた、市民・事業者を対象とした普及啓発に努める必要があります。

(新)

近年、工場や事業場などからの排出ガスについては、技術の進歩や規制対策が進んだことなどにより、その負荷量が削減されてきました。しかし、自動車依存型のライフスタイルが定着したことにより、沿道部では交通量の増大に伴う自動車排気ガスによる大気汚染などの問題が懸念されています。

市内では4箇所の大気汚染測定局において大気汚染の監視測定を行っており、平成21年度の測定結果によると、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素については、全測定局で環境基準を達成しました。光化学オキシダントについては、全国的な傾向と同様、全測定局で環境基準を達成しない日もありましたが、注意報や警報は発令されませんでした。

市内では、大気質は概ね良好な状態が維持されていますが、微小粒子状物質PM2.5^(注)への関心も高まっていることから、今後も引き続き大気汚染の未然防止に向けた、市民・事業者を対象とした普及啓発に努める必要があります。

注. 大気中に浮遊する微粒子のうち、粒子径が概ね2.5マイクロメートル(μm)以下のものをいう。

第5節 地球環境の現状と課題

1. 地球温暖化とエネルギー

(旧) (P47)

(前略) これら「地球環境問題への対応」と「エネルギーの安定的な確保」という二つの課題の解決に向けて、日常生活の中で無駄なエネルギーを使わないようにしたり、エネルギーを効率よく使用する機器設備を利用したりする「省エネルギー」や、化石燃料に代わる新しいエネルギー資源を利用する「新エネルギー」の取り組みが必要とされています。

(新)

(前略) これら「地球環境問題への対応」と「エネルギーの安定的な確保」という二つの課題の解決に向けて、日常生活の中で無駄なエネルギーを使わないようにしたり、エネルギーを効率よく使用する機器設備を利用したりする「省エネルギー」や、化石燃料に代わる自然由来の再生可能なエネルギー資源を利用する「再生可能エネルギー」の取り組みが必要とされています。

(旧) (P50)

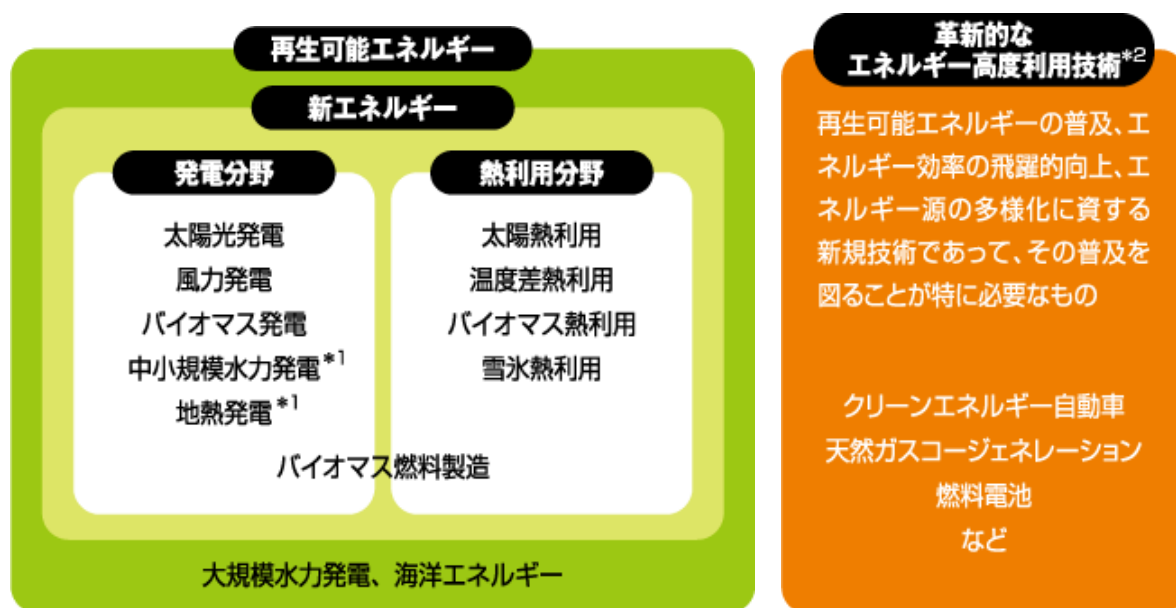
(2) 新エネルギー

「新エネルギー」は、石油の代替エネルギーとなるものです。具体的には太陽光発電、地熱発電、風力発電などの自然エネルギーや廃棄物による発電、熱利用や燃料電池などが該当し、資源制限が少なく、環境特性に優れた性質を示すことが特徴です。

地球温暖化防止のためには、省エネルギーに努めることと併せて、二酸化炭素を排出しない新エネルギーの開発・普及に取り組む必要があります。

本市は年間日照時間が約 1,500～2,000 時間(福島地方気象台調べ)と、晴天率が高く、太陽エネルギーの豊かな地域であり、加えて水や森林、地熱などの自然エネルギー資源にも恵まれています。また、本市では、家畜糞尿、下水汚泥、食品廃棄物、廃木材等の化石燃料以外の生物由来の資源であるバイオマスも供給可能であるため、発電や熱利用の原料として利用可能です。中でも間伐材や林地残材等の木材は、森林整備に際して安定的に供給されるため、今後の利用推進が期待されています。

これら自然の恵みを活かした環境にやさしい新エネルギーを有効に活用し、エネルギー問題や地球環境問題に対応していく必要があります。また、本市の地域特性を活かしたさまざまなエネルギーの導入を進めていくことが重要です。



注. *1 中小規模水力発電は1,000kW以下のもの、地熱発電はバイナリー方式のものに限る。

*2 新エネルギーとされていないが、普及が必要なもの。

資料：独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) 資料

図 2-5-6 新エネルギーの分類

地球温暖化の課題

◇省エネルギーの推進

◇新エネルギーの導入推進

(新)

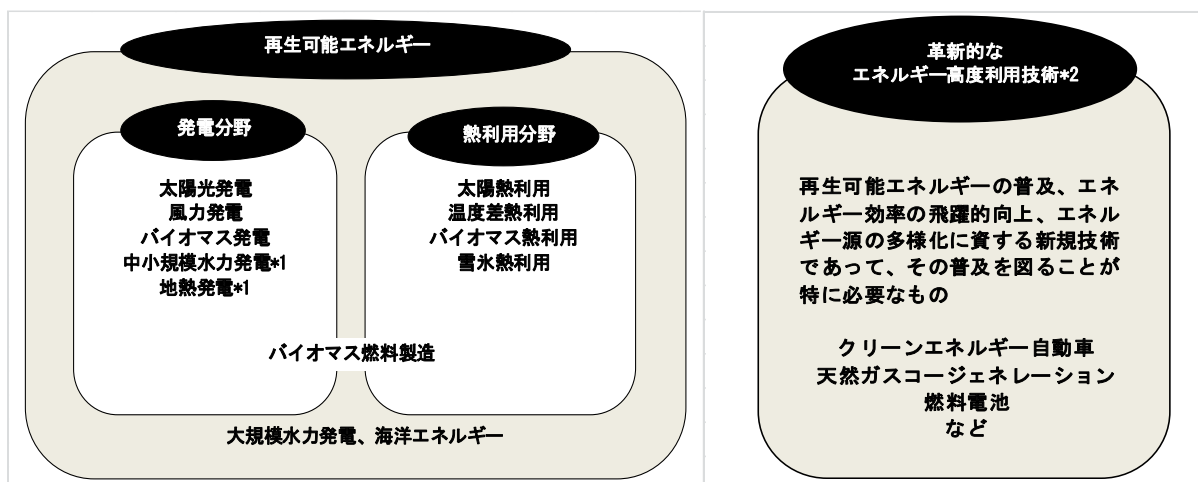
(2) 再生可能エネルギー

「再生可能エネルギー」は、化石燃料の代替エネルギーとなるものです。具体的には太陽光発電、地熱発電、風力発電などの自然エネルギーやバイオマスによる発電、熱利用などですが、エネルギー高度利用技術としての燃料電池などとともに、資源制限が少なく、環境特性に優れた性質を示すことが特徴です。

地球温暖化防止のためには、省エネルギーに努めることと併せて、二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギーの開発・普及に取り組む必要があります。

本市は年間日照時間が約 1,500～2,000 時間(福島地方気象台調べ)と、晴天率が高く、太陽エネルギーの豊かな地域であり、加えて水や森林、地熱などの自然エネルギー資源にも恵まれています。また、本市では、家畜糞尿、下水汚泥、食品廃棄物、廃木材等の化石燃料以外の生物由来の資源であるバイオマスも供給可能であるため、発電や熱利用の原料として利用可能です。中でも間伐材や林地残材等の木材は、森林整備に際して安定的に供給されるため、今後の利用推進が期待されています。

これら自然の恵みを活かした環境にやさしい再生可能エネルギーを有効に活用し、エネルギー問題や地球環境問題に対応していく必要があります。また、本市の地域特性を活かしたさまざまなエネルギーの導入を進めていくことが重要です。



注. *1 中小規模水力発電は1,000kW以下のもの、地熱発電はバイナリー方式のものに限る。

*2 再生可能エネルギーとされていないが、普及が必要なもの。

図 2-5-6 再生可能エネルギーの分類

地球温暖化の課題

◇省エネルギーの推進

◇再生可能エネルギーの導入推進

(追加)

第7節 放射性物質による環境汚染の現状と課題

1. 空間放射線量のモニタリングについて

原子力災害に対して福島県は、学校や公園等のモニタリングを実施、文部科学省はその結果から年間積算線量 20 ミリシーベルト (mSv) を目安とした毎時 3.8 マイクロシーベルト ($\mu\text{Sv/h}$) を超えた 10 学校等に対して平成 23 年 4 月 19 日に屋外活動を制限しました。

本市では、保護者や学校周辺住民の不安解消を図るため対象となった 10 校等と市域の東西南北に位置する 4 校の空間放射線量の測定を 4 月 20 日から、その他の学校等については、5 月から開始して、市のホームページで公表してきました。

また、市内各地区を代表する地点として選んだ支所等 19 ヶ所、 $3.4\mu\text{Sv/h}$ を超えた 5 都市公園、年間推定積算線量 10mSv 以上の 6 地点及び福島駅や音楽堂など人が多く集まる場所や観光地を定期的に測定し、ホームページや市政だよりで広報してきたほか、6 月には全市一斉空間放射線量測定を行ない、1,118 箇所の結果をプロット式のマップとして市内全戸配布を実施。更に、平成 24 年 2 月には全市の 2,916 地点を 783 のメッシュに区画した放射線量マップを市内全戸に配布して、各時期の放射線の状況について周知を図るとともに、市民の要望による個別の詳細測定を行うなどの情報の提供に努めてきました。

また、国では、子どもの健康や県民の安全・安心に応じる「極め細やかなモニタリング」を実施するため、リアルタイム線量計を 371 箇所、継続的にモニタリングを実施するため、可搬型のモニタリングポストを 20 箇所にそれぞれ設置するとともに、測定結果をリアルタイムにホームページなどで公表しています。

原子力災害により飛散した放射性物質のうち、放射性セシウム 134 は物理的半減期が 2 年、同 137 は 30 年といわれています。

市では、「福島市復興計画」及び「福島市ふるさと除染実施計画」を策定し、事故により飛来した放射性物質をゼロにする無放射能化を目指し全市除染を進めていますが、市民の放射性物質への不安を解消するため、市民の立場にたった空間放射線量のモニタリングを継続実施して市民のニーズにあった分かりやすい情報の提供に努めていく必要があります。

2. 空間放射線量の推移

本市における空間放射線量については、平成 23 年 4 月 20 日より学校から順次測定を開始するとともに、同年 6 月及び 24 年 3 月には全市測定を行なうなど、空間放射線量の推移を記録してきました。

(1) 本庁、支所、出張所 (19 ヶ所)

市内各地区の代表地点として測定している支所等の測定結果は、測定開始の平成 23 年 5 月 2 日現在、大波出張所の $2.80\mu\text{Sv/h}$ ～土湯温泉町支所の $0.20\mu\text{Sv/h}$ となっており、市内の平均は $1.41\mu\text{Sv/h}$ でした。平成 24 年 9 月末現在、蓬萊支所の $1.23\mu\text{Sv/h}$ ～土湯温泉町支所の $0.13\mu\text{Sv/h}$ と推移しており、市内の平均は $0.58\mu\text{Sv/h}$ で、58.9%の線量の低下が見られました。

測定地点の地面状態が裸地やコンクリート・アスファルトなど混在しているため、一概に比較できませんが、11 支所等で 40%以上、そのうち 8 支所等は 50%以上の線量の低下が見られます。

これは、放射性物質の物理的減衰と雷雨や強い雨が降ったことなどの自然現象要因 (ウエザリン

グ効果) 及び一部の支所等で実施した除染によるものと考えられます。

(2) 学校等 (111 ヶ所)

小・中学校、幼稚園、保育所等の放射線量測定は、福島県の調査で、 $3.8 \mu\text{Sv/h}$ を超えた 10 学校等と東西南北に位置する 4 校については、平成 23 年 4 月 20 日より測定を開始し、その後順次、測定学校等を増やしています。

24 年 9 月末現在、測定開始時の測定結果と比較しますと、茂庭中学校の 50% から南向台小学校の 96% まで、それぞれの学校等で線量の低下が見られます。学校等は、5 月末から夏休み期間に園庭や校庭の除染を行っており、98 地点で 80% 以上、そのうち 44 地点で 90% 以上の線量の低下が見られます。

(3) 人が多く集まる公共交通機関の駅周辺や観光地 (22 ヶ所)

平成 23 年 5 月 3 日より順次、毎週や隔週毎に測定を実施しています。24 年 9 月末現在、測定開始時の測定結果と比較しますと、福島駅東口は $1.20 \mu\text{Sv/h}$ が $0.29 \mu\text{Sv/h}$ で 76%、福島駅西口は $1.36 \mu\text{Sv/h}$ が $0.41 \mu\text{Sv/h}$ で 70%、音楽堂は $2.23 \mu\text{Sv/h}$ が $0.58 \mu\text{Sv/h}$ で 74% とそれぞれの地点で線量の低下が見られます。

(4) 平成 24 年 3 月の全市空間放射線量測定

平成 24 年 3 月 8 日～23 日に実施した全市空間放射線量測定については、原則として市民が生活している地域を対象に、居住区域では 500 メートル四方の 731 区画、山間地域では 1,000 メートル四方の 52 区画、合計 783 区画を設定し、各区画内 3 地点の平均値を採用しています。測定地点数は、23 年 6 月の全市一斉測定の際の測定地点 (1,118 地点) を含めて、2,916 地点で測定を行ないました。

1) 783 区画の状況

- ① 市ふるさと除染実施計画における放射線量低減の目標値である $1.0 \mu\text{Sv/h}$ 未満の区画は 563 区画で全体の 71.9% を占めています。 $1.0 \mu\text{Sv/h}$ 以上は 220 区画であり、この内訳では、大波・東部・渡利の市域東側の区域で概ね 3 割、松川・立子山・飯野などの市域南側の区域で概ね 4 割、飯坂町平野から笹谷・笹木野にかけての北西の区域で概ね 2 割を占めている状況です。
- ② 同計画での重点除染地域の目安である $2.0 \mu\text{Sv/h}$ 以上は、大波地区と渡利地区で各 1 区画、計 2 区画が確認されています。それぞれの該当区画の線量は、大波地区が $2.01 \mu\text{Sv/h}$ 、渡利地区が $2.09 \mu\text{Sv/h}$ でした。両区画ともに、市による除染作業が開始されている区画です。
- ③ 年間積算線量 1mSv に達する時間当たりの放射線量である $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 未満の区画については、29 区画が確認されていますが、市の北部に位置する茂庭地区内で 13 区画、市の西部に位置する土湯温泉町地区内で 11 区画、そのほか西地区内で 5 区画です。

2) 測定した 2,916 地点の状況

- ① $2.0 \mu\text{Sv/h}$ を超えた地点については、23 年 6 月測定では 181 地点と全測定地点 1,118 地点の 16.2% ですが、9 ヶ月経過した今回は 13 地点と全測定地点の 0.4% と、占める割合を大きく低下させています。
- ② 全測定地点での測定値を地区ごとに分類し平均を算出した「各地区の空間放射線量の推移」によれば、全測定地点の平均値を 23 年 6 月測定時と比較すると、6 月測定時が $1.33 \mu\text{Sv/h}$ であるのに対し、今回測定では $0.77 \mu\text{Sv/h}$ と 42.1% 低下しています。これは放射性物質の物理

的減衰や雨風などの自然現象要因による減衰（ウエザリング効果）、除染の実施などによるものと見られます。

- ③ 線量の増減を地区ごとに見ると、全地区で低下しており、低下の幅が最も大きいのが杉妻地区の 57.3%、低下幅が最も小さいのが松川地区の 19.8%です。

表 2-7-1 各地区の空間放射線量の推移（単位： $\mu\text{Sv/h}$ ）

地 区	H23 年 6 月	H24 年 3 月	増 減
本 庁	1.59	0.79	△ 50.3
渡 利	2.23	1.24	△ 44.4
杉 妻	1.17	0.50	△ 57.3
蓬 菜	1.55	0.68	△ 56.1
清 水	1.80	0.83	△ 53.9
東 部	1.60	1.08	△ 32.5
大 波	2.24	1.50	△ 33.0
北 信	1.43	0.74	△ 48.3
吉 井 田	1.19	0.62	△ 47.9
西	0.63	0.38	△ 39.7
土湯温泉町	0.26	0.15	△ 42.3
信 陵	1.63	0.87	△ 46.6
立 子 山	1.76	1.10	△ 37.5
飯 坂	1.05	0.77	△ 26.7
茂 庭	0.33	0.20	△ 39.4
松 川	1.16	0.93	△ 19.8
信 夫	0.91	0.57	△ 37.4
吾 妻	1.15	0.65	△ 43.5
飯 野	1.58	1.07	△ 32.3
合 計	1.33	0.77	△ 42.1

3. 食品等放射能濃度の測定について

市内で生産される農産物については、平成 23 年 8 月から東北大学の協力を得て放射性物質の測定を実施し、ホームページ等で測定結果を公表して、市産の農産物の安全性の PR や風評被害の払拭に努めてきました。また、11 月 14 日に市独自のゲルマニウム半導体検出器を備えた放射線モニタリングセンターを開所したほか、学校給食センターに食品等簡易放射能測定器を配備し、学校給食の食材のモニタリングを開始しました。さらに、各支所・学習センター等にも測定機器を設置し、地域の保育所、幼稚園等の給食の食材のモニタリングや給食まるごと測定を開始するなど、子どもたちの食の安全を図るとともに、保護者の不安の解消の一助としています。

また、家庭菜園の農作物や地下水等に含まれる放射性物質の測定を実施し、食の安全の確保に努めてきました。

今後も、地下水等や農作物の放射性物質の測定を通して、市民の食による内部被ばくへの不安を解消するため、市民の立場に立ったモニタリングを継続し、市民のニーズにあった情報の提供に努めていく必要があります。

表 2-7-2 平成 23 年 11 月～24 年 11 月 食品放射能測定品種ごとの測定結果

測定品種	測定件数	セシウム 検出件数	基準値等 超過件数(注)
飲料水	2,870	0	0
農作物等	28,980	7,268	1,703
食品(加工品等)	1,197	586	136
その他	218	135	54
総計	33,265	7,989	1,893

(注)＝平成 24 年 3 月 31 日までは暫定規制値。24 年 4 月 1 日以降は食品衛生法に基づく基準値を超過した件数です。

表 2-7-3 平成 23 年 11 月～24 年 11 月 申込み件数の多かった食品放射能測定品目

測定品目	測定件数	セシウム 検出件数	基準値 超過件数(注)	基準超過品 出現率(%)
ジャガイモ	2,564	41	1	0.04
井戸水	2,492	0	0	0
柿	2,224	863	4	0.18
古米(白米)	1,869	221	0	0
*タケノコ	1,335	1,236	491	36.8
大根	1,218	0	0	0
玉ねぎ	1,106	1	0	0
古米(玄米)	1,019	193	3	0.29
*梅	981	748	36	3.7
きゅうり	960	2	0	0

*＝頭に*印のついている作物は、収穫制限もしくは出荷制限が適用されています。

(注)＝平成 24 年 3 月 31 日までは暫定規制値。24 年 4 月 1 日以降は食品衛生法に基づく基準値を超過した件数です。

4. 除染について

市では、「福島市復興計画」及び「福島市ふるさと除染実施計画」を策定し、一日も早く市民のみなさんの不安を解消するため、市内全域の放射性物質の除去（除染）を実施することとし、計画期間は平成 23 年 10 月から 28 年 9 月までの 5 年間として、重点期間を 2 年としています。また、文部科学省の航空機モニタリング結果や 23 年 6 月に実施した全市一斉放射線量測定結果で空間放射線量が比較的高かった渡利、大波、東部地区の生活圏から除染を実施しており、また、小・中学校や公園など人が多く集まる施設を優先して除染を実施しています。さらに、空間放射線量が比較的低い地域内でも公共性が高い施設や新たな測定により局地的に線量の高いホットスポット等、早急に除染が必要な箇所についても優先的に除染を実施しています。

なお、除染により発生する除去土壌等については、国が整備する中間貯蔵施設へ運搬が可能になるまで、除染した施設内に現地保管するか各地区に仮置き場や仮仮置き場を確保して保管します。

5. 健康管理

原子力災害で放出されたのは、放射性ヨウ素 131 及びほぼ同量のセシウム 134 とセシウム 137 とされています。放射性ヨウ素の半減期は 8 日と短いものですが、被ばく量について懸念されるところです。

また、セシウム 134 の半減期は 2 年であるのに対し、セシウム 137 については 30 年と長く、長期に渡り低線量の放射線にさらされることとなります。

このような中であって、放射能被害から市民生活の安全と安心を確保する必要があることから、市

民の健康管理についての実行計画として「福島市健康管理実施計画」を策定し、福島県が実施している県民健康管理調査の項目となっている、甲状腺検査、健康診査、心の健康度、生活習慣に関する調査、妊産婦に関する調査、などとの整合性を図りながら、市独自で実施することが必要と思われる健康診査や検診を実施するとともに、実施後の説明や相談体制を確保しています。

放射性物質による環境汚染の課題

- ◇空間放射線量モニタリング結果の分かりやすい情報提供による不安解消
- ◇食の安全確保と風評被害の払拭

第3章 望ましい環境像と施策の体系

第1節 望ましい環境像

(旧) (P60)

(前略) 近年の環境問題は、都市化の進展、市民のライフスタイルの変化や事業活動の多様化などに伴い、生活の利便性が高まる一方、従来の環境行政の枠組みだけでは対応が困難な都市型・生活型の公害などの問題が顕在化しています。さらに、地球温暖化問題のように、一人ひとりの生活や都市の活動そのものが直接・間接的に地球規模で環境に影響を与えているものもあることから、従来の公害や自然破壊などの環境問題とは異なる新たな対応が求められています。

このため、環境の保全と次世代への継承に際しては、人間のあらゆる行為が地域の環境のみならず、地球規模の環境に影響を及ぼしていることを深く認識することが必要です。また、人と自然との共生が健全な状態に保たれていること、資源の適正な管理や循環的な利用を推進することを基本とした上で、市民、事業者及び行政のすべての関係者が協力し合いながら、公平で適正な役割分担のもとに、それぞれの立場で行動していくことが必要です。

(新)

(前略) 近年の環境問題は、都市化の進展、市民のライフスタイルの変化や事業活動の多様化などに伴い、生活の利便性が高まる一方、従来の環境行政の枠組みだけでは対応が困難な都市型・生活型の公害などの問題が顕在化しています。さらに、地球温暖化問題のように、一人ひとりの生活や都市の活動そのものが直接・間接的に地球規模で環境に影響を与えているものもあることから、従来の公害や自然破壊などの環境問題とは異なる新たな対応が求められています。

このため、環境の保全と次世代への継承に際しては、人間のあらゆる行為が地域の環境のみならず、地球規模の環境に影響を及ぼしていることを深く認識することが必要です。また、人と自然との共生が健全な状態に保たれていること、資源の適正な管理や循環的な利用を推進することを基本とした上で、市民、事業者及び行政のすべての関係者が協力し合いながら、公平で適正な役割分担のもとに、それぞれの立場で行動していくことが必要です。

また、原子力災害という新たな事態により、市民の身近な生活空間と田畑、山林、河川を含めた土壌が汚染され、放射線による外部被ばくや、放射性物質を含んだ農産物などの食品からの内部被ばくに対する市民の健康不安を解消する対策が望まれています。市民が安心して住めるための生活空間における除染を市民の皆さんの協力により早期に進め、空間放射線量の正確で分かりやすい情報を発信するとともに、農作物等の食品等放射能濃度がどこでも身近なところにおいて測定できる体制を維持していくことが求められています。

これらは、回復までの長い期間を要する対応となりますが、市民、事業者及び行政が協働で放射性物質による環境汚染からの回復へ取り組んでいくことが必要です。

第2節 施策の基本方針

(追加)

6. 放射性物質による環境汚染への取り組み

原子力災害により放出された放射性物質は全市域に広がり、市民の生活環境に身体的にも精神的にも長期に大きな影響が懸念されます。

放射性物質による環境汚染から回復するためには、放射性物質の除去による無放射能化に取り組むことが必要です。このため、本市では「福島市ふるさと除染実施計画」を策定し計画的に除染に取り組んでいます。さらに、放射性物質による内部被ばくなどの健康管理については「福島市健康管理実施計画」を策定し市民の心と体の健康を守るための取り組みを進めています。

本計画では、放射性物質による環境汚染への取り組みの中でも、市民の生活環境に与える影響に特化し、空間放射線量のモニタリングと農産物や地下水などの飲料水に含まれる放射性物質のモニタリングを通して市民ニーズに合った情報の提供を継続して行うことにより不安の解消を図り、市民生活の安全・安心の確保を目指します。

第3節 施策の体系

(旧) (P62)

本計画では、以下に示す施策体系に従い、環境保全のための施策を総合的・体系的に実施することにより、「望ましい環境像」の実現を目指します。



【基本施策】

【施策の具体的な内容】

水辺の保全と改善	①水辺空間の保全と利用の推進 ②ビオトープの手法を取り入れた水辺空間・緑地空間の整備
森林の保全、自然公園等の保護	①森林の保全と活用 ②自然公園等の保護・保全
動植物の保全	①生態系全体を考慮した生物の生息・生育環境の保全 ②在来種の保護、外来種対策等の推進
農地・里山の保全と再生	①里山の環境の維持・回復、遊休農地の利用促進 ②鳥獣による被害の把握と適切な対策の確立
水資源の保全	①生活排水、事業活動からの排水対策の推進 ②水質の監視や水源の維持・管理等水資源の保全
大気環境の保全	①事業活動からのばい煙、自動車等からの排ガス対策の推進 ②大気質の監視
その他公害の未然防止	①騒音・振動、悪臭、土壌汚染防止対策、有害化学物質対策の推進 ②公害苦情の適正処理の推進
自然とのふれあいの場の創出、都市緑化の推進	①自然を体感できる憩いの場の創出 ②緑地、公園整備、緑化の推進
良好な景観の保全と創出	①地域特性を活かした景観の形成 ②自然環境保全関係指定地域の保護、歴史遺産の保存
潤いのある都市環境の確保	①快適な歩道、心地よい感覚環境の保全 ②環境美化の推進、不法投棄の防止
地球環境の保全	①地球温暖化対策の推進 ②オゾン層の保護、酸性雨対策の継続
省資源・省エネルギーの推進	①省資源・省エネルギーの推進 ②省資源・省エネルギー機器等の普及推進
新エネルギーの有効利用の推進	①地域特性に応じた新エネルギーの導入 ②新エネルギーの導入に向けた体制・システムの構築
循環型社会の推進	①3R(リデュース、リユース、リサイクル)の普及・推進 ②グリーン購入の推進
環境教育・環境学習の推進	①あらゆる場での環境教育の推進 ②環境情報の提供、環境学習の場所・機会の整備
環境保全活動の推進	①一人ひとりの環境保全の取り組みの推進 ②各種団体等との連携・協力の推進
ネットワーク形成の推進	①市民、事業者、市が協働した環境保全の取り組みの推進

第3節 施策の体系

(新)

望ましい
環境像

みんなで創り 未来に伝える 人と自然にやさしいまち 福島市

【施策分野】

生物の多様性を育む
豊かな自然環境との共生

安全・安心を支える
生活環境の保全

潤いのある
快適な地域環境の創出

かけがえのない地球を
未来につなぐ配慮

みんなで協働して取り組む
環境保全の活動

放射性物質による
環境汚染への取り組み

【基本施策】

【施策の具体的な内容】

水辺の保全と改善	①水辺空間の保全と利用の推進 ②ビオトープの手法を取り入れた水辺空間・緑地空間の整備
森林の保全、自然公園等の保護	①森林の保全と活用 ②自然公園等の保護・保全
動植物の保全	①生態系全体を考慮した生物の生息・生育環境の保全 ②在来種の保護、外来種対策等の推進
農地・里山の保全と再生	①里山の環境の維持・回復、遊休農地の利用促進 ②鳥獣による被害の把握と適切な対策の確立
水資源の保全	①生活排水、事業活動からの排水対策の推進 ②水質の監視や水源の維持・管理等水資源の保全
大気環境の保全	①事業活動からのばい煙、自動車等からの排ガス対策の推進 ②大気質の監視
その他公害の未然防止	①騒音・振動、悪臭、土壌汚染防止対策、有害化学物質対策の推進 ②公害苦情の適正処理の推進
自然とのふれあいの場の創出、 都市緑化の推進	①自然を体感できる憩いの場の創出 ②緑地、公園整備、緑化の推進
良好な景観の保全と創出	①地域特性を活かした景観の形成 ②自然環境保全関係指定地域の保護、歴史遺産の保存
潤いのある都市環境の確保	①快適な歩道、心地よい感覚環境の保全 ②環境美化の推進、不法投棄の防止
地球環境の保全	①地球温暖化対策の推進 ②オゾン層の保護、酸性雨対策の継続
省資源・省エネルギーの推進	①省資源・省エネルギーの推進 ②省資源・省エネルギー機器等の普及推進
<u>再生可能エネルギーの有効利用の推進</u>	①地域特性に応じた再生可能エネルギーの導入 ②再生可能エネルギーの導入に向けた体制・システムの構築
循環型社会の推進	①3R(リデュース、リユース、リサイクル)の普及・推進 ②グリーン購入の推進
環境教育・環境学習の推進	①あらゆる場での環境教育の推進 ②環境情報の提供、環境学習の場所・機会の整備
環境保全活動の推進	①一人ひとりの環境保全の取り組みの推進 ②各種団体等との連携・協力の推進
ネットワーク形成の推進	①市民、事業者、市が協働した環境保全の取り組みの推進
<u>空間放射線量のモニタリング</u>	①空間放射線量モニタリングの実施 ②分かりやすい情報の提供
<u>農産物や飲用水のモニタリング</u>	①家庭菜園の農作物や食品等放射能モニタリングの実施 ②出荷用農産物等放射能モニタリングの実施

第4章 施策の展開

第4節 かけがえのない地球を未来につなぐ配慮

(旧) (P88)

2. 省資源・省エネルギーの推進

本市でも電気などのエネルギー消費量は増加傾向にあります。これからは資源の枯渇だけでなく、地球環境の保全の観点からも省資源・省エネルギーを推進していく必要があります。

なお、省エネルギーの推進のためには、使用者である市民や事業者に対する意識の啓発と併せて、エネルギーの消費量が増加した背景を正しく把握した上で、エネルギー消費の抑制に向けた適切な対策を行うとともに、水道についても貴重な資源の一つとして、有効な利用を進めることが大切です。

【目標】

限りある資源・エネルギーの有効活用を図ります。

【施策】

①省資源・省エネルギーの推進

○市民に対する啓発

- ・省資源・省エネルギー型のライフスタイルの普及・定着に向けた意識啓発を進めます。
- ・市民が自主的に省資源・省エネルギーに対する取り組みを進めるための環境家計簿の周知・活用推進を図ります。

○事業者に対する啓発

- ・環境に配慮した事業活動への意識啓発を進めます。
- ・夏季・冬季の省エネルギー推進のため、クールビズ・ウォームビズの定着に努めます。
- ・屋外照明の適正な使用を要請します。

(新)

2. 省資源・省エネルギーの推進

本市でも電気などのエネルギー消費量は増加傾向にあります。これからは資源の枯渇だけでなく、地球環境の保全の観点からも省資源・省エネルギーを推進していく必要があります。

なお、省エネルギーの推進のためには、使用者である市民や事業者に対する意識の啓発と併せて、エネルギーの消費量が増加した背景を正しく把握した上で、エネルギー消費の抑制に向けた適切な対策を行うとともに、水道についても貴重な資源の一つとして、有効な利用を進めることが大切です。

特に原子力災害以降、原子力発電への懸念から再稼働できずに電力供給が不足していることにより、電力需給の逼迫が続いています。

このため、火力発電所の稼働率増大など化石燃料への依存が増えており、エネルギー問題とともに二酸化炭素排出量が懸念されることから、地球温暖化防止の観点からも徹底した節電などの取り組みを強化して省資源・省エネルギーを推進していく必要があります。

【 目 標 】

限りある資源・エネルギーの有効活用を図ります。

①省資源・省エネルギーの推進

○市民に対する啓発

- ・省資源・省エネルギー型のライフスタイルの普及・定着に向けた意識啓発を進めます。
- ・市民が自主的に省資源・省エネルギーに対する取り組みを進めるための環境家計簿・家庭の省エネ簡易診断の周知・活用推進を図ります。
- ・緑のカーテンの普及啓発を進めます。

○事業者に対する啓発

- ・環境に配慮した事業活動への意識啓発を進めます。
- ・夏季・冬季の省エネルギー推進のため、クールビズ・ウォームビズの定着に努めます。
- ・屋外照明の適正な使用を要請します。
- ・緑のカーテンの普及啓発を進めます。

(旧) (P89)

②省資源・省エネルギー機器等の普及推進

○省エネルギー設備の普及推進

- ・エネルギー効率の向上を図るため、コージェネレーションシステムの普及を推進します。
- ・省エネルギー設備の普及に向けて、市民や事業者への情報提供や助言・指導などに努めます。
- ・事業者への ESCO 事業の活用による省エネルギー設備の導入を推進します。
- ・建築物の断熱化対策を促進し、エネルギー効率の向上を推進します。

(新)

②省資源・省エネルギー機器等の普及推進

○省エネルギー設備の普及推進

- ・エネルギー効率の向上を図るため、コージェネレーションシステムの普及を推進します。
- ・省エネルギー設備の普及に向けて、市民や事業者への情報提供や助言・指導などに努めます。
- ・省エネ住宅の導入や省エネ型の蛍光灯・LED照明機器の導入を推進します。
- ・事業者へのESCO事業の活用による省エネルギー設備の導入を推進します。
- ・建築物の断熱化対策を促進し、エネルギー効率の向上を推進します。
- ・事業者の省エネ設備導入を促進するために、再生可能エネルギー等施設整備資金利子補給制度の周知に努めます。
- ・市内事業所の省エネルギー技術分野などへ進出するための支援を検討します。

(旧) (P90)

3. 新エネルギーの有効利用の推進

地球温暖化を防止するためには、化石燃料に代わる新エネルギーの普及を促進し、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制に努める必要があります。

本市には、太陽エネルギーの他に、市域に豊富に存在する温泉資源や森林資源など、未利用のエネルギーが多量に潜在しているため、多くの分野で新エネルギーの導入が期待されています。

地域特性やエネルギーの特性を踏まえ、化石燃料にかわる新エネルギーを始めとした多様なエネルギーの導入を推進します。

【 目 標 】

新エネルギーの積極的な活用を図り、環境への負荷を減らします。

【 施 策 】

①地域特性に応じた新エネルギーの導入

○地域特性を生かした新エネルギーなど、多様なエネルギー導入の推進

- ・本市は晴天日数が多く、賦存量の観点からも太陽光発電・太陽熱利用の導入に適していますので、公共施設や学校への太陽光発電・太陽熱利用設備の導入に率先して努めます。
- ・貴重な地下資源である温泉を保護しながら、温泉・地熱をクリーンエネルギーとして、多目的な利活用を検討します。
- ・廃棄物処理施設における発電や排熱の温水利用等の有効利用を継続し、施設の更新においても発電施設の導入を図ります。

○未利用エネルギーの有効活用の検討

- ・廃食用油のバイオ燃料としての利用の方法を検討します。
- ・果樹剪定枝など農業廃棄物や食品廃棄物、間伐材や林地残材などバイオマスの利用の方法を検討します。
- ・小型風力発電の導入の可能性について検討します。
- ・小水力発電の導入の可能性について検討します。

(新)

3. 再生可能エネルギーの有効利用の推進

地球温暖化を防止するためには、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制に努める必要があり、化石燃料に代わる再生可能エネルギーの普及を促進しなければなりません。

本市には、太陽エネルギーの他に、市域に豊富に存在する温泉資源や森林資源など、未利用のエネルギーが多量に潜在しているため、多くの分野で再生可能エネルギーの導入が期待されています。

地域特性やエネルギーの特性を踏まえ、化石燃料にかわる再生可能エネルギーを始めとした多様なエネルギーの導入を推進します。

【 目 標 】

再生可能エネルギーの積極的な活用を図り、環境への負荷を減らします。

【 施 策 】

①地域特性に応じた再生可能エネルギーの導入

○地域特性を生かした再生可能エネルギーなど、多様なエネルギー導入の推進

- ・本市は晴天日数が多く、賦存量の観点からも太陽光発電・太陽熱利用の導入に適していますので、公共施設や学校への太陽光発電・太陽熱利用設備の導入を積極的に進めます。
- ・貴重な地下資源である温泉を保護しながら、温泉・地熱をクリーンエネルギーとして、多目的な利活用について、関係する温泉事業者や団体と協働で検討します。
- ・廃棄物処理施設における発電や排熱の温水利用等の有効利用を継続し、施設の更新においても発電施設の導入を図ります。

○未利用エネルギーの有効活用の検討

- ・廃食用油のバイオ燃料としての利用の方法を検討します。
- ・果樹剪定枝など農業廃棄物や食品廃棄物、間伐材や林地残材などバイオマスの利用の方法を検討します。
- ・小型風力発電の導入の可能性について検討します。
- ・公共施設等へ小水力発電の導入を積極的に進めます。

(旧) (P91)

②新エネルギーの導入に向けた体制・システムの構築

○体制・システム等の構築

- ・事業所や住宅等の民間施設への新エネルギーの導入を促進するため、各種助成制度について検討します。
- ・新エネルギーの活用には、施設や設備などのハード面のみでなく、利用先の確保や安定供給の方法などのソフト面についても考慮して利用システムを検討します。
- ・関係団体や事業者との連携を深め、協力体制やネットワークの構築について検討します。

○意識啓発、情報提供等の推進

- ・新エネルギーの普及に向けて市民、事業者の意識の啓発に努めます。
- ・新エネルギーに関する最新の情報の提供に努めます。
- ・小学校での「新エネルギー教室」の開催など、幅広い世代に新エネルギーの重要性に対する理解と意識の高揚のための活動を行います。

【 進行管理指標 】

目標を達成するため、計画を進行管理する指標と具体的な数値目標を以下のとおり設定します。

進行管理指標	現 状 (平成 21 年度)	数値目標	
		中間年度 (平成 27 年度)	目標年度 (平成 32 年度)
市の公共施設への太陽光発電システムの導入箇所数	3 箇所	5 箇所	6 箇所
市の公共施設へのその他新エネルギーシステムの導入箇所数	4 箇所	5 箇所	6 箇所

(新)

②再生可能エネルギーの導入に向けた体制・システムの構築

○体制・システム等の構築

- ・住宅等の民間施設への太陽光発電等の導入を促進するため、継続して住宅用太陽光発電システム設置助成を行います。
- ・事業者へ太陽光発電等の再生可能エネルギー導入を促進するため、利子補給制度の周知に努めます。
- ・地域内で、再生可能エネルギー導入のための調査や研究のための費用の一部を補助する制度の導入を検討します。
- ・再生可能エネルギー設備の普及を促進するため、民間事業者等を対象に、市公共施設へ太陽光発電システムを設置する屋根貸し事業等の導入を検討します。
- ・公共施設への再生可能エネルギー設備設置を促進するため、市民から出資を募り、売電の収益を配当する制度の創設を検討します。
- ・メガソーラー発電など、再生可能エネルギーによる発電事業を行う事業者への支援措置を検討します。
- ・再生可能エネルギーの活用には、施設や設備などのハード面だけでなく、利用先の確保や安定供給の方法などのソフト面についても考慮して利用システムを検討します。
- ・関係団体や事業者との連携を深め、協力体制やネットワークの構築について検討します。
- ・再生可能エネルギー分野での新産業の創出と雇用の確保に努めます。
- ・事業者の再生可能エネルギー導入を促進するため、企業の再生可能エネルギーによる発電量を公表し、再生可能エネルギー導入に積極的に取り組んでいる事業者を表彰する制度の創設を検討します。

○意識啓発、情報提供等の推進

- ・再生可能エネルギーの普及に向けてイベント開催などを通して市民、事業者の意識の啓発に努めます。
- ・再生可能エネルギーに関する最新の情報の提供に努めます。
- ・小学校での「再生可能エネルギー教室」の開催など、幅広い世代に再生可能エネルギーの重要性に対する理解と意識の高揚のための活動を行います。

【 進行管理指標 】

目標を達成するため、計画を進行管理する指標と具体的な数値目標を以下のとおり設定します。

進行管理指標	現 状 (平成 <u>23</u> 年度)	数値目標	
		中間年度 (平成 27 年度)	目標年度 (平成 32 年度)
市の公共施設への太陽光発電システムの導入箇所数	<u>4</u> 箇所	<u>1 3</u> 箇所	<u>1 6</u> 箇所
市の公共施設への小水力発電システムの導入箇所数	<u>0</u> 箇所	<u>1</u> 箇所	<u>2</u> 箇所
市の公共施設へのその他再生可能エネルギーシステムの導入箇所数	<u>5</u> 箇所	<u>6</u> 箇所	<u>7</u> 箇所
住宅用太陽光発電システム設置箇所数	<u>3,188</u> 箇所	<u>5,500</u> 箇所	<u>9,000</u> 箇所

(追加)

第6節 放射性物質による環境汚染への取り組み

1 空間放射線量のモニタリング

市では市内各地区の代表する地点として、支所等を選定して定期的にモニタリングをしています。また、幼稚園、小学校や中学校なども屋外・屋内各1ヶ所を定期的にモニタリングしているほか、人が多く集まる公共交通機関の駅周辺や観光地、公園なども測定して、市のホームページに掲載するとともに、市支所や学習センターへの掲示のほか、地元紙への掲載を進めています。

放射性物質の無放射能化までは、長期に渡る影響が懸念されることから、今後も空間放射線量のモニタリングを継続し、市民に分かりやすい情報の提供に努めていきます。

【目標】

空間放射線量モニタリングを継続して実施し、分かりやすい情報を提供します。

【施策】

①空間放射線量モニタリングの実施

○極め細やかなモニタリングの実施

- ・市内各地区の代表地点として、支所等の空間放射線量のモニタリングを引き続き実施します。
- ・幼稚園等や小学校・中学校の園庭・校庭の中心点及び屋内の1地点を定点として測定を引き続き実施します。
- ・人が多く集まる公共交通機関の駅周辺や観光地、公園などの測定を引き続き実施します。
- ・市民の要望により、個別の詳細モニタリングを引き続き実施します。

②分かりやすい情報の提供

○放射線量マップの作成と配布

- ・身近な場所での空間放射線量を知らせるため、放射線量マップ作成を継続して、全戸配布を実施します。
- ・空間放射線量の推移が分かりやすいように、放射線量のシミュレーションの方法を検討します。
- ・測定結果など正確な情報を、引き続き市ホームページに速やかに掲載します。
- ・放射線量の情報については市民ニーズに合った、分かりやすい情報提供に努めます。

2 農産物や飲用水のモニタリング

市内で生産される農産物については、平成 23 年 8 月から東北大学の協力を得て放射性物質の測定を実施し、ホームページ等で測定結果を公表して、市産の農産物の安全性のアピールや風評被害の防止に努めています。また、市独自のゲルマニウム半導体検出器を備えた放射線モニタリングセンターを開所したほか、学校給食センターに食品等簡易放射能測定機器を配備し、学校給食の食材のモニタリングを行ない、子どもたちの食の安全を図るとともに、保護者の不安の解消に努めてきました。

また、家庭菜園の農作物や飲用の地下水等に含まれる放射性物質の測定を実施するとともに、市民に速やかな情報を提供し、引き続き食の安全確保に努めます。

【 目 標 】

食品等の放射性物質の調査を実施し、結果を速やかに公表します。

【 施 策 】

①家庭菜園の農作物や食品等放射能モニタリングの実施

- 家庭菜園の農作物や地下水などの飲用水の放射能モニタリングを実施します。
 - ・家庭菜園の農作物などの自家用食品や地下水などの飲用水の放射能モニタリングを実施します。
 - ・測定結果などを、継続して市ホームページなどに速やかに掲載します。

- 保育所、幼稚園及び学校給食の食材の放射性物質の測定を実施します。

②出荷用農産物等放射能モニタリングの実施

- 基準値を超過する農産物の出荷・流通を未然に防ぐために放射能モニタリングを実施します。
 - ・出荷用農産物や加工食品の放射能モニタリングを実施します。
 - ・測定結果は生産者に通知して、市民に提供される食品の安全確保に努めます。
 - ・測定結果などを、継続して市ホームページなどに速やかに掲載します。

第5章 環境配慮指針

第1節 市民、事業者の環境配慮

4. かけがえのない地球を未来につなぐ配慮

(旧) (P111)

(2) 省資源・省エネルギーの推進のための配慮指針

市民の環境配慮指針

- テレビや照明、冷暖房機器などは、必要のないときはこまめに消して節電を心がけましょう。
- 冷暖房機器の設定温度や使用時間を適正に管理しましょう。エアコンの設定温度は、冷房は28℃、暖房は20℃を目安としましょう。
- 暑いときは薄着、寒い時は厚着をして、冷暖房機器への依存を少なくしましょう。
- 冷暖房機器を購入する際には、使用する部屋の広さや目的にあったものを選びましょう。
- 冷蔵庫は季節にあわせて庫内の温度を調節しましょう。また、庫内にもものを詰め込みすぎないように整理整頓を心がけましょう。
- 入浴時は、家族が続けて入ることで追い炊きを控えましょう。
- 夜ふかし型から早寝早起型の生活に切り替えましょう。
- 電化製品を購入する際には、省エネルギー型や節水型の製品を選びましょう。
- 住宅の新築や改築の際には、高気密・高断熱のものにしましょう。
- 給湯器を更新する際には、エコキュートなどの高効率給湯器を導入しましょう。
- 買い物などで近所に出かけるときは、乗用車を使用せず、徒歩や自転車を利用しましょう。
- 遠くに出かけるときは、バスや鉄道などの公共交通を利用しましょう。
- 自動車を使用する場合でも一人で乗らず、できるだけ相乗りするようにしましょう。
- 自動車を運転する場合は、アイドリング・ストップを心がけ、無駄な空ぶかし、急発進・急加速はやめましょう。
- 自動車の燃費向上のため、無駄な荷物などを積んだままにしないようにしましょう。
- 円滑な交通を確保するため、市街地での路上駐車はやめましょう。
- 自動車は定期的に点検を行い、タイヤの空気圧などについて適正な状態での運転を心がけましょう。
- 自動車を購入する際には、低燃費・低公害車を選びましょう。
- 住宅の新築・改築に際しては、省エネルギー型の住宅を検討しましょう。

(新：追加のみ記載)

市民の環境配慮指針

○就寝時など、しばらく使わない器具は主電源を落とすかコンセントを抜きましょう。(追加)

○エアコンは窓や家具の配置を考え、効率的な場所に設置し、屋外機は直射日光があたらないようにしましょう。(追加)

○エアコンのフィルターをこまめに手入れしましょう。(追加)

○カーテンやすだれなどを使うことや緑のカーテンを作るなど、部屋の温度が上がらないようにしましょう。(追加)

○水道水のむだをなくすため、節水こまを利用しましょう。(追加)

○食器を洗う際は、あらかじめ汚れを拭取り、洗剤は使いすぎないようにしましょう。(追加)

○お風呂の残り湯は、洗濯や庭木の水やりなどに使いましょう。(追加)

○マイバックを持参し、レジ袋の使用を控えましょう。(追加)

(旧) (P111~112)

事業者の環境配慮指針

- 夏季のクールビズ、冬季のウォームビズを推進しましょう。
- 冷暖房は適温で使用しましょう。設定温度は、冷房は28℃、暖房は20℃を目安としましょう。
- 事業所内で照明やOA機器など節電を励行し、省エネルギーに努めましょう。
- 自然光の取り入れや昼休み時の消灯などにより、照明の効率化に努めましょう。
- 業務用の設備・空調などを導入・更新する際には、省エネルギー型のもを選びましょう。
- 省エネナビなどを導入し、省エネルギーを推進しましょう。
- 自動車の点検・整備をきちんと行い、使用の際にはアイドリング・ストップを心がけ、急発進・急加速はやめましょう。
- 自動車を利用する場合は、できるだけ効率的な輸配送システムを採用しましょう。
- 物資や製品の輸送にあたっては、共同輸送や公共交通機関の利用など、環境面での効率化に努めましょう。
- 自家用車での通勤を控え、バスや電車などの公共交通や自転車を利用しましょう。
- 自動車を購入する際には、燃費などに配慮するとともに、低公害車の導入を推進しましょう。
- 業務用車両の運用や運行計画については、定期的に見直しをしましょう。

【建設業の環境配慮指針】

- 建設工事における省エネルギーなどの技術開発を推進しましょう。
- 断熱効果の向上による冷暖房の効率化、適切な採光による室内照明の抑制などを採用した省エネルギー型の建築物の開発・普及を進めましょう。

【製造業の環境配慮指針】

- 工程や作業方法などの改善により、使用原料の抑制や省エネルギーを推進しましょう。

【運輸業の環境配慮指針】

- 自動車を購入する際には、燃費などに配慮するとともに、低公害車の導入を推進しましょう。
- 自動車の点検・整備をきちんと行い、使用の際にはアイドリング・ストップを心がけ、急発進・急加速はやめましょう。
- 輸送用車両は、荷物の過積載の防止などに努めましょう。
- 荷主・荷受側との調整により、共同輸配送の推進、一括納入など、物流の合理化に努めましょう。

【卸売・小売業、飲食業の環境配慮指針】

- 機材や設備の導入・更新に際しては、省エネルギー型や節水型を選択しましょう。
- 製造業者、運輸業者などと連携を図り、共同配送の推進など、配送システムの見直しを行い、物流の合理化に努めましょう。

(新：追加のみ記載)

事業者の環境配慮指針

○事業者はエネルギー管理者を置き、こまめにエネルギーの使用量をチェックしましょう。

(追加)

○退社時やしばらく使わない器具は主電源を落とすかコンセントを抜きましょう。 (追加)

○省エネ型の蛍光灯・LED照明機器の導入や、屋外照明の適正な使用をしましょう。 (追加)

○雨水などの中水を利用し、水道水の節水に努めましょう。 (追加)

【建設業の環境配慮指針】

○施工方法や作業方法を見直し、エネルギーの効率的利用を進めましょう。 (追加)

○建設機械や設備機器などの適正な使用・管理に努めましょう。 (追加)

【製造業の環境配慮指針】

○製造方法や製造ラインを見直し、生産工程時間の短縮やエネルギーの効率的利用を進めま
しょう。 (追加)

○在庫管理を徹底し、原材料のロスや廃棄物の発生を抑制しましょう。 (追加)

【運輸業の環境配慮指針】

○運送ルートの見直しの実施や天候・渋滞情報の収集により、日々の効率的な運行を行いま
しょう。 (追加)

【卸売・小売業、飲食業の環境配慮指針】

○マイバック運動に協賛し、レジ袋の配付を控えましょう。 (追加)

○在庫管理を徹底し、原材料のロスや廃棄物の発生を抑制しましょう。 (追加)

(旧) (P113)

(3) 新エネルギーの有効利用の推進のための配慮指針

化石燃料の消費削減のため、新エネルギーに関心を持ち、理解を深めましょう。

家庭や事業所で、新エネルギーを始めとした多様なエネルギーの導入について検討しましょう。

市民の環境配慮指針

- 住宅の新築・改築に際しては、高气密・高断熱の省エネルギー型住宅を検討しましょう。
- 太陽光・太陽熱を利用した設備の設置を検討しましょう。
- 燃料電池（エネファームなど）の設備の導入を検討しましょう。

事業者の環境配慮指針

- 太陽光を利用した設備の導入など、太陽光の利用を推進しましょう。
- 廃熱など、現在未利用のままにしているエネルギーの活用について検討しましょう。
- 市域に豊富に存在する木材資源のエネルギー利用について検討しましょう。

【農業・林業の環境配慮指針】

- 稲わら、家畜ふん尿、残材などの有効活用を心がけましょう。

(新)

(3) 再生可能エネルギーの有効利用の推進のための配慮指針

化石燃料の消費削減のため、再生可能エネルギーに関心を持ち、理解を深めましょう。

家庭や事業所で、再生可能エネルギーを始めとした多様なエネルギーの導入について検討しましょう。

市民の環境配慮指針

- 住宅の新築・改築に際しては、高気密・高断熱の省エネルギー型住宅を検討しましょう。
- 太陽光・太陽熱を利用した設備を導入しましょう。(変更)
- 燃料電池（エネファームなど）の設備の導入を検討しましょう。

事業者の環境配慮指針

- 太陽光発電・太陽熱設備を導入するなど、太陽エネルギーの利用を推進しましょう。(変更)
- 廃熱など、現在未利用のままにしているエネルギーの活用について検討しましょう。
- 市域に豊富に存在する木材資源のエネルギー利用について検討しましょう。

【農業・林業の環境配慮指針】

- 稲わら、家畜ふん尿、残材などについて、放射性物質による汚染の有無を県のモニタリング結果などを確認しながら有効活用を心がけましょう。(変更)

第2節 開発事業等における環境配慮

(旧) (P119~120)

1. 計画段階での配慮

【省資源・省エネルギー】

- 木材は熱帯材の使用を控え、地元産の木材や間伐材の使用推進に配慮しましょう。
- 再生資材の利用推進に配慮しましょう。
- 工事の実施時に省エネルギー型の設備・車両などを導入するよう計画しましょう。
- 施設では、建物の断熱性の向上に配慮しましょう。
- 施設では、水の再利用や雨水の利用など、水の循環的利用・合理的利用に配慮しましょう。
- 施設では、燃料電池や太陽光発電などの新エネルギーを導入するなど、エネルギーの効率的な利用に配慮しましょう。

2. 施工段階での配慮

【省資源・省エネルギー】

- 車両の使用に際しては、エコドライブの推進など、適正使用に努めましょう。
- 水の再利用や雨水の利用など、水の循環的利用・合理的利用に努めましょう。

(新)

1. 計画段階での配慮

【省資源・省エネルギー】

- 木材は熱帯材の使用を控え、地元産の木材や間伐材の使用推進に配慮しましょう。
- 再生資材の利用推進に配慮しましょう。
- 工事の実施時に省エネルギー型の設備・車両などを導入するよう計画しましょう。
- 施設では、建物の断熱性の向上に配慮しましょう。
- 施設では、水の再利用や雨水など中水を利用し、水の循環的利用・合理的利用に配慮しましょう。(変更)
- 施設では、新たなエネルギーとしての燃料電池や太陽光発電などの再生可能エネルギーを導入するなど、エネルギーの効率的な利用に配慮しましょう。(追加・変更)

2. 施工段階での配慮

【省資源・省エネルギー】

- 車両の使用に際しては、エコドライブの推進など、適正使用に努めましょう。
- 車両の購入の際は、低燃費、低公害車を選びましょう。(追加)
- 水の再利用や雨水など中水を利用し、水の循環的利用・合理的利用に努めましょう。
(変更)

第3節 市の事業者としての環境配慮

(旧) (P123)

2. 設備・機器、エネルギーなどの使用にあたっての配慮

【設備・機器】

- 設備・機器などの安全確保と適正利用に努めます。
- 設備・機器は大切に使用し、点検・整備や修理などによる長期使用に努めます。
- ボイラーなどの設備については、環境負荷の少ない燃料への転換を図ります。
- コージェネレーションシステムの導入や深夜電力の活用により、エネルギー利用の合理化を図ります。

【公用車】

- 公用車の点検・整備に努め、周辺環境に配慮します。
- 自動車の運転に際しては、アイドリング・ストップなどのエコドライブを推進します。
- 相乗りの励行など、公用車の効果的な利用に努めます。
- 通勤や移動に際しては、公共交通機関の利用に努めます。
- 近距離移動時に際しては、自転車の利用に努めます。

【水】

- 日常的な節水、水漏れ点検の徹底などにより、水使用量の削減に努めます。
- 雨水の利用など、水利用の合理化を進めます。

【電気機器】

- 室温は冷房時28℃、暖房時20℃程度とし、空調機器の適正管理を徹底します。
- ブラインド・カーテンで自然光を調整し、空調機器や屋内電灯の使用抑制に努めます。
- 廊下、階段、トイレなどで自然光を活用し、屋内電灯の使用抑制に努めます。
- 昼休みや業務時間外などでの不必要な電灯の消灯を徹底します。
- パソコンやコピー機などの事務機器の適切なスイッチ管理を徹底します。
- 日頃の業務を見直し、効率化・合理化を図ります。
- ノー残業デーをはじめ、定時退庁の徹底を図ります。

【用紙類】

- 両面コピー・両面印刷を徹底します。
- 裏紙（ミスコピー用紙）の再利用に努めます。
- 資料の簡素化、必要部数の印刷の徹底に努めます。
- 電子メールや行政情報ネットワークシステムなどを活用し、ペーパーレス化に努めます。

(新)

2. 設備・機器、エネルギーなどの使用にあたっての配慮

【設備・機器】

- 設備・機器などの安全確保と適正利用に努めます。
- 設備・機器は大切に使用し、点検・整備や修理などによる長期使用に努めます。
- ボイラーなどの設備については、環境負荷の少ない燃料への転換を図ります。
- コージェネレーションシステムの導入や深夜電力の活用により、エネルギー利用の合理化を図ります。
- 施設内の設備・機器のエネルギー使用時間等の見直しを図り、エネルギーの使用量の削減を図ります。(追加)

【公用車】

- 公用車の点検・整備に努め、周辺環境に配慮します。
- 自動車の運転に際しては、アイドリング・ストップなどのエコドライブを推進します。
- 相乗りの励行など、公用車の効果的な利用に努めます。
- 通勤や移動に際しては、公共交通機関の利用に努めます。
- 近距離移動時に際しては、自転車の利用に努めます。
- 低燃費・低公害車を使用し、燃費の悪い車の使用を控えます。(追加)

【水】

- 日常的な節水、水漏れ点検の徹底などにより、水使用量の削減に努めます。
- 雨水などの中水を利用し、水利用の合理化を進めます。(変更)

【電気機器】

- 室温は冷房時 28℃、暖房時 20℃程度とし、空調機器の適正管理を徹底します。
- ブラインド・カーテンで自然光を調整し、空調機器や屋内電灯の使用抑制に努めます。
- 廊下、階段、トイレなどで自然光を活用し、屋内電灯の使用抑制に努めます。
- 昼休みや業務時間外などでの不必要な電灯の消灯を徹底します。
- パソコンやコピー機などの事務機器の適切なスイッチ管理を徹底します。
- 日頃の業務を見直し、効率化・合理化を図ります。
- ノー残業デーをはじめ、定時退庁の徹底を図ります。

【用紙類】

- 両面コピー・両面印刷を徹底します。
- 裏紙（ミスコピー用紙）の再利用に努めます。
- 資料の簡素化、必要部数の印刷の徹底に努めます。
- 電子メールや行政情報ネットワークシステムなどを活用し、ペーパーレス化に努めます。
- シュレッダーの使用を控え、個人情報については溶解処理を推進します。(追加)